

専決処分の報告について

契約の一部変更（金額変更）について、その変更が議会の議決を経た契約金額の 1 割以内の増額又は減額で、かつ、その増減額が 3,000 万円を超えない額であるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 10 月 4 日議決「市長において専決処分にすることができる事項の指定について」により指定された工事請負契約金額の変更について、市長の専決処分事項として次のとおり専決処分をしたので報告します。

【1 件目 新図書館新築工事（建築工事）】

1. 契約件名 新図書館新築工事（建築工事）

2. 契約年月日 令和 7 年 5 月 14 日

3. 受注者 株式会社田中建設

4. 変更内容 （前回）

当 初	663,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
変 更 後	683,488,300円（消費税及び地方消費税を含む。）
増 額	20,188,300円

（今回）

前回変更後	683,488,300円（消費税及び地方消費税を含む。）
今回変更後	686,039,200円（消費税及び地方消費税を含む。）
増 額	2,550,900円

